

平成30年9月分からの保険料率についてのお知らせ

～厚生年金保険の保険料率に変更はありません～

<厚生年金保険>

厚生年金保険の保険料率は年金制度改正に基づき、平成16年から段階的に上げられてきました。そのため、平成29年9月までは、毎年改定されることになっておりましたが、上げは終了しました。これ以降の厚生年金保険料率は18.3%で固定されることになります。そのため、毎年9月に行われていた保険料率の改定については、今年はありません。

現行

平成30年9月～

一般の被保険者の方・・・18.300%



18.300%

現行

平成30年9月～

坑内員・船員の被保険者の方

・・・18.300%



18.300%

～保険料を給料から控除する際の注意点～

給与計算を行う際に保険料を控除しますが、会社によって保険料の控除月が異なっている場合があります。保険料は当月分を翌月末納付のため、9月分の保険料は10月末までに納付となります。

この場合、9月分の保険料をいつ支給する給与から控除するかが問題となります。

通常であれば、10月末の納付に合わせ、10月に支給する給与から控除するため、実際の保険料の変更は10月分の給与計算からとなります。

これに対し、9月分の保険料はあくまでも9月に支給する給与から控除し、9月末の時点では、一旦預り金とし、翌月に納付しているようなケースの場合は、保険料の変更は9月分の給与計算からとなります。

給与計算を行う際には、充分ご注意ください。